

議案第 99 号

小松島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について

小松島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年小松島市条例第 6 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 27 年 12 月 4 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

小松島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年小松島市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

（7） 職員の退職管理の状況

第3条中第10号を第11号とし、第2号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

（2） 職員の人事評価の状況

第3条第9号中「及び勤務成績の評定」を削る。

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。